

第29期 報告書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日



那覇空港ビルディング株式会社
NAHA AIRPORT BUILDING CO.,LTD.

事業報告

〔自 令和2年4月1日〕
〔至 令和3年3月31日〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度第1次・第2次補正予算の効果があったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、依然として厳しい状況にあり、経済の水準はコロナ禍前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばになりました。

県内経済も、コロナ禍の影響により消費関連及び建設関連が弱含む動きとなり、観光関連は、人の動きが大幅に制限された結果、後退したのち下げ止まりの動きとなり、全体としても同様に厳しい状況になりました。

那覇空港における国内線乗降客数につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令の影響等により、658万8千人（前期比62.3%減）となりました。国際線乗降客数につきましては、国内線同様、同感染症の感染拡大の影響を受け、全世界を対象とした日本への入国制限措置を講じたことから7人（同100.0%減）となりました。その結果、合計で658万8千人（同68.0%減）と過去最大の落ち込みとなりました。しかし、コロナ禍の状況下におきましても路線数及び便数拡充の動きもありました。

このような状況の中、那覇空港におきましては、沖縄県が同感染症の感染予防・拡大防止及び水際対策を目的とした旅行者専用相談センター（TACO）及び那覇空港PCR検査プロジェクト（NAPP）を整備しました。また、当社としましては、空港内店舗への感染防止対策の徹底指導に努めたほか、空港内でのソーシャルディスタンスの確保、消毒液及び飛沫パネルの設置等、感染防止対策を実施しました。

一方、平成30年12月に工事着工しました国際線（CIQ）施設増改築工事につきましては、令和2年10月に全ての工事を完了し、CIQ機能の拡充及び受託手荷物受取所（ターンテーブル）の増設等、出入国審査における手続き時間の短縮や利便性・機能性の向上が期待できます。また、前述の工事と併せて実施している国際線民間部分改修工事につきましても、令和2年7月に工事完了し、国際線エリア1Fに到着系サービス施設（観光案内等）の充実を図ることを目的に新たにビジターサービスセンターを設けたほか、航空会社専用ラウンジについては、座席数が31席から89席に増加したことで狭隘化が解消され、快適性の向上が期待されます。その他、1F保安区域内にビジネスジェットラウンジを整備し、沖縄県の国際観光地としてのブランド化に伴う富裕層獲得の取り組みに合致した空港機能施設を整備する等、将来的に増加する見込みのある国際線旅客の受入れ態勢を整えました。

国内線エリアにおける各種設備の老朽化対策としましては、東日本大震災等を受け建築基準法の耐震基準が改正されたことから、当該基準に則することを目的とした「特定天井改修工事」を令和3年1月に工事着工しました。その他、地下階への浸水対策として、段階的に計画している工事のフェーズ1として位置付けた「止水板設置工事」については、令和2年5月に工事着工し、同年7月末に完了しました。

また、ピーク期における一般駐車場の混雑や、従業員駐車場の収容能力不足に対応することを目的とした南側新立体駐車場整備計画につきましては、令和3年3月に大阪航空局との設計委託契約に基づく設計業務が完了しました。その他、スカイトラックス社の空港ランキング上位40位以内の目標を達成するためのプロジェクトチームを発足しました。

業績につきましては、収入面では、コロナ禍の影響による乗降客数の大幅な減少に伴い、テナント家賃収入や航空会社施設使用料等が減少したことや入居企業への減免措置を講じたことから、売上高は約55億円（前期比55.0%減）となりました。費用面では、コロナ禍の影響に伴う国際線全便運休による国際線エリアの一部閉鎖等における費用削減を実施した結果、売上原価・販売費及び一般管理費は約77億円（同5.7%減）となりました。

これらの結果、営業利益はマイナス約22億円となり、これに営業外損益を加えますと、経常利益はマイナス約21億円となり、当期純利益はマイナス約16億円と減収減益の決算となりました。

(2) 設備投資等の状況

主な設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備

国際線旅客ターミナルビル増改築工事	(令和2年10月完了)	1,907,747千円
国際線民間部分改修工事	(令和2年7月完了)	1,146,946千円
国際線民間部分改修工事(ビジネスジェットラウンジ)	(令和2年6月完了)	109,376千円
*国土交通省補助金 54,688千円		
国内線エリア 止水板設置工事(フェーズ1)	(令和2年7月完了)	184,030千円
国内線エリア ファンコイルユニット更新工事86台	(令和3年3月完了)	126,401千円
当事業年度末において進行中の主な工事(建設仮勘定残高)		
国内線エリア 特定天井改修工事	(令和6年度中完了予定)	531,067千円

(3) 資金調達の状況

国際線民間部分改修工事の資金として、沖縄振興開発金融公庫から4.75億円の借り入れを行いました。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第26期	第27期	第28期	第29期 (当事業年度)
売上高(千円)	10,365,689	10,907,313	12,304,381	5,536,047
経常利益(千円)	4,284,917	4,138,924	3,975,448	△ 2,110,316
当期純利益(千円)	2,968,018	2,834,880	2,681,902	△ 1,637,194
1株当たり当期純利益(円)	61,833	59,060	55,872	△ 34,108
総資産(千円)	48,794,421	60,521,031	62,919,087	56,743,361

(注) 1株あたり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

令和3年度の日本経済は、1月に政府が閣議決定した経済見通しによると、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとしてあります。なお、先行きのリスクとしては、引き続き同感染症の流行が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等に留意する必要があるとされています。

県内経済は、引き続きコロナ禍の影響を受けるとみられるほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う厳しい経済状況により巣ごもり需要や節約志向の継続が予想されることから、弱含む動きが続くことが見込まれております。また、観光関連は、ワクチンの接種開始等を背景に入城観光客数は前年を上回ることが見込まれますが、同感染症のリスクが完全に払拭できるわけではないことから、令和元年度水準の6～7割程度の回復にとどまると見込まれております。

このような状況の中、当社としましては、ウィズコロナ・アフターコロナの中で航空需要の回復と当社の業績改善を目指すとともに、引き続き旅客ニーズに対応できる施設整備等を推進するほか、当社中期経営計画の運用2年目にあたることから、以下4つの戦略方針に沿って事業を推進していくこととします。

①安全と安心の徹底追求

空港施設の安定的な運用を維持するため、昨年度に実施したリスク要因調査に基づき、事業の継続に必要な設備及び機能の更新計画を策定するほか、経年劣化等による施設の老朽化対策として、引き続き更新及び改修工事を実施します。災害・耐震対策としましては、引き続き国内線エリアにおけるエスカレーター改修工事と昨年度着手した特定天井改修工事を実施するとともに、地下階への浸水対策として、前年度実施した止水板設置工事（フェーズ1）に続き、重要設備止水扉設置等工事（フェーズ1.5）も順次実施します。

②利便性・快適性・機能性の充実強化

南側新立体駐車場整備計画につきましては、昨今のコロナ禍の影響に伴う当社財務状況等を勘案し、関係者調整の上、当面工事着手を見送ることとします。今後の工事着手時期につきましては、感染症の動向や旅客需要回復状況等を踏まえ、関係機関と調整し判断していく予定です。新たな需要に対応するための施設整備については、国内線エリア2階搭乗待合室内に充電設備を拡充し利便性の向上を図るほか、将来的な国際線旅客の受入れ体制を整えるための国際線保安検査場の拡張整備につきましても、引き続き関係機関と調整してまいります。

また、前年度発足したスカイトラックス調査研究プロジェクトチームを中心に、顧客満足度の向上及び高評価獲得に向けた具体的な道筋を示す調査報告を実施し、掲げた目標の達成に向けて推進してまいります。

③空港を支えるパートナーとの連携強化

昨今のコロナ禍で打撃を受けた国際線について、中期経営計画の目標数値である国際線の路線数を達成すべく、沖縄県及びOCVBが中心となって行っている新規路線誘致に、航空会社を実際に受け入れる旅客ターミナルビル運営会社として、両者との連携を更に強化し、当該誘致に向けた意見交換を適宜行っていきます。また、入居者への各種通知等を迅速に行うためのコミュニケーションツールを新たに導入し、那覇空港の安全・安心と利便性・快適性・機能性の向上に向けた連携体制の更なる強化に取り組みます。

④収益力と財務力の強化と人材育成

昨今のコロナ禍の影響に伴い撤退した店舗の空き区画の有効活用について、国内線エリアは、各エリア全体の運用状況を踏まえるとともに、国際線エリアは、物販・飲食以外も含めた様々な業態について検討し、両エリアへの魅力的な店舗誘致のために、活発な情報収集活動を行うことで入居企業を選定し、不動産収入の増加を図ります。加えて、会社の収益力を強化するための店舗売上増加に向けた各施策を鋭意実施します。

以上のとおり、令和3年度においても那覇空港旅客ターミナルビルの施設整備を推進するとともに、「アジア有数の拠点空港への飛躍」を目指して取り組んでいくこととします。

今後とも役員及び社員が一丸となりコロナ禍の厳しい環境を乗り越え、当社の使命と責任を自覚し、社業の発展に全力を傾注する所存でありますので、株主の皆様におかれましても、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

- 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- 航空思想の普及及び観光の振興に関する事業
- 貸室業
- 日用雑貨品、飲食物等の販売
- 駐車場経営

(7) 所在地及び従業員の状況

- 所在地 沖縄県那覇市字鏡水150番地
- 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

区 分	前期従業員数	当期従業員数	増減数	平均年齢	平均勤続年数
男 子	42人	39人	△3人	49.0歳	16.8年
女 子	21人	21人	－	44.3歳	15.5年
計	63人	60人	△3人	47.4歳	16.3年

(注) 上記の当期従業員数には、出向社員32人（那覇エアポートエンジニアリング株式会社3人、那覇エアポートパーキング株式会社12人、エアポートトレーディング株式会社8人、那覇空港コーディアルサービス株式会社9人）が含まれています。なお、非正規社員8人（男子5人・女子3人）は含めておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（令和3年3月31日現在）

（単位：千円）

借 入 先	借入金残高	借入先が有する 当社の株式の数	借 入 先	借入金残高	借入先が有する 当社の株式の数
沖縄振興開発金融公庫	19,367,626	3,774株	(株) 沖縄海邦銀行	1,162,480	700株
沖 縄 県	1,100,772	12,000株	大同火災海上保険(株)	391,160	1,160株
(株) 琉球銀行	3,409,100	1,400株	(株) 三菱UFJ銀行	1,074,410	－
(株) 沖縄銀行	2,395,350	1,400株	合 計	28,900,898	20,434株

2. 株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000株
 (2) 発行済み株式の総数 48,000株
 (3) 当事業年度末の株主数 19名
 (4) 株主の状況

株主名	持株数	議決権比率	株主名	持株数	議決権比率
沖縄県	12,000 ^株	25.00 [%]	(株)琉球銀行	1,400 ^株	2.92 [%]
ディーエフエスベンチャー シンガポールリミテッド	7,000	14.58	(株)沖縄銀行	1,400	2.92
沖縄振興開発金融公庫	3,774	7.86	大同火災海上保険(株)	1,160	2.42
オリオンビール(株)	3,500	7.29	沖縄電力(株)	720	1.50
ANAホールディングス(株)	2,800	5.83	沖縄セルラー電話(株)	720	1.50
日本航空(株)	2,730	5.69	(株)ローソン	720	1.50
日本トランスオーシャン航空(株)	2,450	5.10	コクヨ(株)	720	1.50
ダイキン工業(株)	2,160	4.50	(株)沖縄海邦銀行	700	1.46
ロイヤルホールディングス(株)	2,150	4.48	コザ信用金庫	360	0.75
那覇市	1,536	3.20	合計	48,000	100.00

- (5) 自己株式の取得、処分及び保有
 令和3年3月31日現在自己株式は保有していません。

3. 新株予約権等に関する事項（令和3年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	岩井 健一	
代表取締役社長	安里 昌利	
専務取締役	東川平 靖	経営管理部担当
常務取締役	亀田 安彰	事業部担当
取締役経営管理部長	古堅 玲子	経営管理部長委嘱
取締役	嘉手苺 義男	オリオンビール株式会社 取締役会長
〃	大嶺 満	沖縄電力株式会社 代表取締役会長
〃	岡 栄作	日本航空株式会社 沖縄空港支店長
〃	窪田 啓一郎	全日本空輸株式会社 沖縄空港支店長
〃	渡嘉敷 靖	株式会社琉球銀行 常務取締役
〃	金城 善輝	株式会社沖縄銀行 代表取締役専務
常勤監査役	兼次 俊正	
監査役	川上 澄則	大同火災海上保険株式会社 常務取締役
〃	新垣 淳	株式会社沖縄海邦銀行 専務取締役
〃	新崎 康	沖縄振興開発金融公庫 融資第一部長

- (注) 1. 取締役 岩井健一、嘉手苺義男、大嶺満、岡榮作、窪田啓一郎、渡嘉敷靖、金城善輝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 兼次俊正、川上澄則、新垣淳、新崎康の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 兼次俊正氏は、那覇市上下水道局の事業管理者として経営に携わった経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 専務取締役 大城壮彦氏は令和3年3月30日辞任致しました。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	5	59,045	
社外取締役	9	8,700	
社外監査役	3	12,213	
合 計	17	79,958	

(注) 報酬等の額には当事業年度内に支給した退職慰労金 780千円（社外取締役2名）を含めております。

(3) 会社役員報酬等の算定方法

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

富永公認会計士事務所 富永和也
 要石公認会計士事務所 要石博之

(2) 会計監査人が業務停止を受け、その停止期間を経過しない者であるときの、その処分に係る事項

- ・該当事項はありません。

(3) 会計監査人が過去2年間に業務停止を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

- ・該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び運用状況の概要

6-1 内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に應えるため、コンプライアンス体制を構築していく。そのため社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及び職務執行に係る重要な文書並びに経営に係る情報を適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、旅客等や当社施設等に重大な損害を及ぼす事態又は及ぼす恐れがある事態に対応するため、危機管理対策要綱に基づき、迅速かつ適切な組織行動をとる。
- ② 資産の保全、情報の漏洩等に対するリスクに対処するため、必要な管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、定期的にと取締役会を開催し、会社の業務執行の基本方針を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決議する。
- ② 常勤取締役は、常勤役員会を組織し、経営に関する重要事項を審議し、適切な経営方針を確立するとともに効率的かつ統一的な統制がとれる業務執行体制の確保を図る。
- ③ 常勤取締役は、経営合理化計画の基本方針に基づき、業務の現状と課題を検証し、業務の効率化を着実に推進する。
- ④ 毎年度の経営計画を策定し、目標と実績の管理を行う。
- ⑤ 組織規程、決裁規程、会計関係規程等、各種社内規程を整備し、役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整備するとともに、社員に対する教育、啓発を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する事務局のスタッフは、組織規程に基づき経営管理部総務課で対応する。
また、必要に応じて取締役と監査役で協議を行いその充実を図る。

(7) 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び重要使用人は、監査役会の要求に応じて、監査役に自己の職務執行の状況を報告する。
- ② 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実並びに重大な法令又は定款違反事実に関する事項を直接報告することができる。なお、報告を行った使用人への不利益な取り扱いを行わない。

(9) 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 業務執行状況の把握による監査の効率性及び実効性を高めるため、監査役は取締役会に出席する。また、常勤監査役は、常勤役員会に出席して意見を述べるができる。
- ② 常勤取締役と常勤監査役は、必要に応じて連絡会をもち、意見交換を行う。
- ③ 監査役を含む常勤役員は、四半期に一度、会計監査人と情報交換を行い連携を深める。

6-2 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 基本的取組み

企業としての社会的信頼に応え、企業と社会の持続的成長に資するため、当事業年度は次のと

おり内部統制システムの整備に取り組み、ガバナンスの強化に努めました。

- ① 専門知識・見識をもって更なる内部統制の強化を図るため、令和2年6月開催の第168回取締役会においてコンプライアンス・リスク管理要綱を改正し、当社顧問弁護士及び会計監査人を加えた拡大コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しました。
- ② 危機事象発生に際して施設の機能維持と事業継続のための被害の最小化を実現するため、令和2年6月開催の第168回取締役会において危機管理規程を制定し、常勤役員及び使用人の行動基準を定めました。
- ③ 当社の業務執行が法令、社内規程及び経営方針等に適合することを確保する体制を整備するため、令和2年9月開催の第171回取締役会において内部監査規程を制定し、内部監査機能の役割を担う経営監査室を設置しました。
- ④ 当社及びグループ会社の業務運営に関する不正行為等の早期発見と自浄的に速やかな是正を図るため、令和2年12月開催の第172回取締役会において内部通報制度規程を制定し、内部通報に対応できる体制を整備しました。
- ⑤ 常勤役員及び使用人の台風、地震、高潮、津波等の災害についての認識を深め、危機管理意識を新たにし、その対処に備えることを目的に、令和3年3月開催の第640回常勤役員会において、毎年3月11日と9月4日を会社独自の「防災を考える日」として定めました。

(2) 具体的運用状況

① 常勤役員会

定期的に月2回以上開催し、経営の重要な事項を審議・決定、記録し、また、使用人、委託・関連会社の業務執行についても定期的に報告を求め、適切な監視体制を確保するとともに常勤役員間の認識・情報共有の場としても有効活用してきました。

なお、当事業年度においては、臨時を含め通算66回開催されております。

② コンプライアンス・リスク管理委員会

定期的に毎月1回開催し、「潜在リスクの顕在化を未然に防止すること」を目標に掲げ、常に危機意識を持ち、財務リスクとしての未収入金状況の管理と対処、防火・防災その他不審者検知訓練等の計画と実施、内部監査体制や内部通報制度の検討と整備を行いました。

また、令和2年8月及び令和3年2月の委員会には当社顧問弁護士及び会計監査人を招聘し、新型コロナウイルス影響下のコンプライアンス・リスク管理や債権管理のあり方について議論を交わしました。

③ 危機管理対策本部

新型コロナウイルス感染症の影響に迅速かつ適切に対処するため、危機管理対策要綱（現危機管理規程）に基づく危機管理対策本部を令和2年4月6日に設置し、感染症関連の情報収集、感染防止対策基本方針と対策実施の決定、その実施状況の把握を行っております。当事業年度においては、通算80回開催されております。

④ 内部監査

令和2年10月に経営監査室を設置し、当社の業務執行が法令・社内規程どおりに運用できているかを監査するコンプライアンス監査を計4回実施しました。監査結果は代表取締役社長と常勤監査役、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともに、被監査部門と協議して業務改善に努めております。

⑤ 災害対策工事

ターミナルビルの浸水対策工事（フェーズ1）として、地下階車路出入口に高さ1.5mの浮力式止水板の設置と地下階エレベーター及び階段シャフト出入口の防水扉設置を令和2年7月に完了しました。また、地震による天井落下防止対策として、令和3年1月に国内線エリアの

特定天井改修工事に着手しました。工期は約4年9ヶ月を予定しております。

⑥ 監査役監査

常勤監査役は当事業年度の常勤役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、危機管理対策本部会議等に出席して、業務執行状況の把握に努め、適宜意見を述べて、監査の効率性及び実効性の確保に努めました。また、監査役の職務を補助する事務局のスタッフを配置するとともに、会計監査人、経営監査室と連携して監査体制の充実を図りました。

⑦ グループ経営

当社常勤役員がグループ会社6社の非常勤取締役につき、各社の定期的な経営会議を通じて連携を図るとともに、当社及びグループ会社の全社長で構成するネットワーク会議を開催して経営課題を共有することにより、グループ経営の推進を図りました。また、当社常勤監査役がグループ6社の監査役を兼務することにより、統一的な視点で監査を行いました。

記載した内部統制の運用について重要な不備がないかモニタリングを常時行い、また、経営管理部と経営監査室が中心となって社内に内部統制の重要性とコンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進させております。

計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

貸借対照表

令和3年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
【流動資産】	【 6,692,427】	【流動負債】	【 5,141,464】
現金及び預金	4,417,922	買掛金	736
売掛金	421,588	一年内返済長期借入金	3,297,772
貯蔵品	6,002	リース債務	1,524
前払費用	69,819	未払金	1,142,106
未収入金	85,445	未払費用	239,956
未収還付消費税	199,064	未払法人税等	9,385
その他流動資産	1,498,896	前受金	220,224
貸倒引当金	△ 6,312	預り金	163,101
		一年内返済預り保証金	37,711
		賞与引当金	28,944
【固定資産】	【 50,050,934】	【固定負債】	【 27,472,246】
(有形固定資産)	(48,803,802)	長期借入金	25,603,126
建物	43,303,520	リース債務	3,466
構築物	246,591	預り保証金	1,634,051
機械及装置	3,782,268	退職給付引当金	206,295
車両及運搬具	658	役員退職慰労引当金	25,307
器具備品	654,907		
リース資産	4,553		
建設仮勘定	811,302		
(無形固定資産)	(84,599)	負債の部合計	32,613,710
ソフトウェア	83,760	純資産の部	
電力引込負担金	839	【株主資本】	【 24,110,430】
(投資その他の資産)	(1,162,532)	資本金	3,566,854
投資有価証券	219,340	利益剰余金	20,543,576
関係会社株式	52,060	利益準備金	28,800
関係会社長期貸付金	84,000	その他利益剰余金	20,514,776
破産更生債権等	26,083	別途積立金	22,150,000
繰延税金資産	806,782	繰越利益剰余金	△1,635,223
その他投資	350	【評価・換算差額等】	【 19,220】
貸倒引当金	△26,083	その他有価証券評価差額金	19,220
		純資産の部合計	24,129,650
資産の部合計	56,743,361	負債及び純資産の部合計	56,743,361

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

科 目	金 額	
		千円
【売 上 高】		
不 動 産 収 入	4,380,106	
事 業 収 入	1,155,941	5,536,047
【売 上 原 価】		7,210,170
売 上 総 利 益		(△1,674,122)
【販売費及び一般管理費】		545,522
営 業 利 益		(△2,219,644)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	2,116	
受 取 配 当 金	2,436	
受 取 手 数 料	144,702	
検 査 業 務 費 用 分 担 金	77,874	
雑 収 入	67,226	294,356
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	170,957	
支 払 手 数 料	2,213	
雑 損 失	11,856	185,027
経 常 利 益		(△2,110,316)
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 受 贈 益	5,389	
補 助 金 収 入	54,688	
損 害 保 険 金 収 入	1,122	61,199
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	205,506	
固 定 資 産 圧 縮 損	54,688	
災 害 等 損 失 金	1,020	
訴 訟 等 費 用	400	
貸 倒 引 当 金 繰 入	12,017	273,632
税 引 前 当 期 純 利 益		(△2,322,748)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,290
法 人 税 等 調 整 額		△687,844
当 期 純 利 益		(△1,637,194)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 (単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本計 合 計	評価・換算差額等	純資産 合 計
	資本金	利 益 準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余金計 合 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	3,566,854	19,200	19,570,000	2,687,571	22,276,771	25,843,625	21,621	25,865,246
当期変動額								
別途積立金の積立			2,580,000	△2,580,000	0	0		0
利益剰余金の配当				△96,000	△96,000	△96,000		△96,000
配当に伴う利益準備金の積立		9,600		△9,600	0	0		0
当期純損益金				△1,637,194	△1,637,194	△1,637,194		△1,637,194
株主資本以外の項目の当期変動額							△2,400	△2,400
当期変動額合計		9,600	2,580,000	△4,322,794	△1,733,194	△1,733,194	△2,400	△1,735,595
当期末残高	3,566,854	28,800	22,150,000	△1,635,223	20,543,576	24,110,430	19,220	24,129,650

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産……………先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)……………定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

電力引込負担金……………定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、次期上半期支給見込額の当期間対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法により、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき期末要支給見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しました。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 806,782千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入による有形固定資産から控除している圧縮記帳額	54,688千円
	(累計額 1,465,404千円)
(2) 担保に供している資産……………建物	42,749,151千円
担保にかかる債務の金額……………1年以内返済長期借入金	2,367,772千円
長期借入金	25,603,126千円
	<hr/>
	27,970,898千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	28,930,834千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	77,623千円
関係会社に対する長期金銭債権	84,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	200,970千円
関係会社に対する長期金銭債務	5,601千円
(5) その他流動資産のうち、国土交通省大阪航空局から委託を受けた事業「那覇空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分増改築工事」にかかる工事立替金は、次のとおりです。	
立替金	1,360,169千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 304,457千円

営業費用 579,654千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 106千円

営業外費用 19千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における発行済株式数……普通株式 48,000株
 (2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたりの 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和2年6月24日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,000	令和2年 3月31日	令和2年 6月25日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	2,667千円
賞与引当金	8,660千円
退職給付引当金	61,723千円
役員退職慰労引当金	7,572千円
投資有価証券評価損	4,624千円
関係会社株式受贈益	16,988千円
貸倒引当金	9,692千円
繰越欠損金	709,925千円
その他	14,747千円

繰延税金資産 小計 836,602千円

評価性引当額 \triangle 21,613千円

繰延税金負債との相殺 \triangle 8,205千円

繰延税金資産 計 806,782千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	\triangle 8,205千円
繰延税金資産との相殺	8,205千円

繰延税金負債 計 - 千円

繰延税金資産の純額 806,782千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、「入居者への催告等手続き要領」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については年度ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	4,417,922	4,417,922	-
② 売 掛 金	421,588	421,588	-
③ 投 資 有 価 証 券	89,636	89,636	-
④ 長 期 借 入 金 (1年内返済長期借入金を含む)	(28,900,898)	(28,890,514)	△10,383
⑤ 預り保証金(有利子分) (1年内返済預り保証金を含む)	(201,518)	(200,884)	△ 634

負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに ②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 長期借入金、⑤預り保証金(有利子分)

これらの時価について、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 129,704千円)及び、関係会社株式(貸借対照表計上額 52,060千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、那覇空港ビル内において、建物、施設設備等を賃貸の用に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
9,963,275	11,163,681

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

12. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去することの原状回復に係る債務を有しております。しかし、当該債務に関連する使用許可物件（土地）の実質的な使用期間は、国の航空行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

13. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	502,701円
(2) 1株当たり当期純利益	△34,108円

15. 追加情報の注記

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、厳しい経営状況が続くと見込んでおります。令和4年度以降徐々に回復に転じるものと仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこの仮定と異なる場合があります。

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

那覇空港ビルディング株式会社
取締役会 御中

富永公認会計士事務所
東京都新宿区
公認会計士 富永 和也 ㊟
要石公認会計士事務所
東京都文京区
公認会計士 要石 博之 ㊟

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那覇空港ビルディング株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法により、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、公認会計士 富永和也氏及び公認会計士 要石博之氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月21日

那覇空港ビルディング株式会社 監査役会

常勤監査役 兼 次 俊 正 ㊟

監 査 役 川 上 澄 則 ㊟

監 査 役 新 垣 淳 ㊟

監 査 役 新 崎 康 ㊟

以上

○設備の状況

(令和3年3月31日現在)

設備の内容	帳簿価額（百万円）					
	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地	リース資産	その他	合計
那覇空港旅客 ターミナルビル	40,830	3,692	0	5	625	45,152
駐車場	2,720	91	0	0	30	2,841

令和2年度 セグメント情報

1. セグメント情報の概要

当社は、那覇空港において、旅客ターミナルビルの管理運営及び利用者に対するサービス等の提供を行っております。

当社のセグメント情報は、「施設管理運営事業」「駐車場事業」の2つで構成されており、以上を報告セグメントとしております。

「施設管理運営事業」は、那覇空港旅客ターミナルビル内の貸室、保守・管理・運営、修繕及びその他の航空旅客に対するサービス等の役務の提供を行っております。

「駐車場事業」は、那覇空港旅客ターミナルビルに隣接する立体駐車場 P1、P2、P3 及び従業員駐車場の管理、運営及び利用者に対するサービス等の提供を行っております。

2. セグメント情報

(会計年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) (単位：千円)

	施設管理運営事業	駐車場事業	合計
売上高	4,887,784	648,263	5,536,047
営業利益	▲1,733,996	▲485,648	▲2,219,644
資産総額	45,833,488	3,054,913	48,888,401
その他項目			
減価償却費	2,647,836	184,913	2,832,749

以上